

## 様式第1号

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成23年度第2回 所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成24年3月21日(水) 午後2時00分～午後4時00分
開 催 場 所	市庁舎高層棟5階 502会議室
出 席 者 の 氏 名	本田 弘(会長) 伊藤通也 牛島光恵 上川兄泰 木棚照一 近藤卓夫 段 貞行 千草孝雄(職務代理)
欠 席 者 の 氏 名	岩淵淑子 山路洋子
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	生活福祉課長 森田昇 生活福祉課副主幹 佐藤一男 生活福祉課主査 下村恵利子
議 題	(1) 諮問第53号: 介護扶助対象者(審査判定対象者)の個人情報を指定介護人に外部提供することについて (2) 諮問第54号: 介護扶助対象者(審査判定対象者)の個人情報を指定居宅介護支援事業者等に外部提供することについて (3) 諮問第55号: 介護扶助対象者(審査判定対象者)の個人情報を主治医に外部提供することについて (4) その他(報告) 平成23年度個人情報取扱事務届出書等(上半期)についての報告
会 議 資 料	会議次第/委員名簿/機構図/所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例  資料2-1 審議会の運営方針について(案) 資料2-2 実施機関出席者名簿 資料2-3 個人情報の外部提供について(諮問第53号) 資料2-4 個人情報の外部提供について(諮問第54号) 資料2-5 個人情報の外部提供について(諮問第55号) 資料2-6 生活保護法介護扶助と介護保険の関係 資料2-7 認定調査票等提供予定資料 資料2-8 所沢市介護扶助を要する者に関する要介護度認定等の審査判定に係る情報提供事務処理要領(案) 資料2-9 個人情報取扱事務届出書等の届出状況 閲覧用資料(以下の資料は、別途配架しております) ・個人情報取扱事務届出書(H23.4.1-H23.9.30届出分) ・目的外利用等届出書(H23.4.1-H23.9.30届出分)
担 当 部 課 名	市民相談課長 須田 春男 市民相談課副主幹 高橋 国弘(市政情報センター所長事務取扱) 市民相談課市政情報センター主事 藤原 隆弘 市民経済部市民相談課市政情報センター 電話04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
須田課長	<p>ただ今より、平成23年度第2回所沢市情報公開・個人情報保護審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の会議は、任期満了に伴う委員の改選後、最初の会議となります。そのため、席次につきましては50音順とさせていただきます。</p> <p>委嘱状につきましては、昨年10月に郵送させていただきましたが、改めてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議に先立ちまして、委員の自己紹介に移りたいと思いますが、伊藤委員から順にお願いいたします。</p>
委員一同	（委員自己紹介）
須田課長	<p>ありがとうございます。なお、岩淵委員、山路委員の両名はご欠席との連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>（事務局自己紹介）</p> <p>事務局の職員は以上となります。委員の皆様には今後ともよろしくご指導願います。</p>
須田課長	<p>それでは、議事に移りたいと思います。</p> <p>本日の会議は、委員10名中8名の出席があり、過半数の出席となりますので、会議は成立します。</p> <p>また、会議は原則公開とされていますが、公開でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	（異議なし）
仮議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>はじめに、「会長・職務代理の選出について」ですが、議長である会長が選出されるまで、私、市民相談課長須田が仮議長として進行させていただきます。</p> <p>まず、本日の会議について、傍聴をお待ちの方はいらっしゃいますか。</p> <p>（傍聴希望者不在）</p> <p>本市の情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第1項により、会長は委員の互選により選出することになっております。</p> <p>どなたかご推薦される方はいらっしゃいますか。</p>
千草委員	引き続き本田委員に会長をお願いしたいと思います。
仮議長	ただいま、本田委員との推薦がありました。いかがでしょうか。
委員一同	（異議なし）
仮議長	<p>ありがとうございます。それでは、本田委員に本会議の会長をお願いいたします。</p> <p>会長の選出が終わりましたので、仮議長を下ろさせていただきます。</p> <p>さっそくですが、本田委員には会長席にお移りいただいて、会長就任の挨拶をいただき</p>

	たいと思います。
本田会長	(挨拶)
須田課長	ありがとうございます。引き続き、同条例第5条第3項に基づき、職務代理の指名を会長よりお願いします。
本田会長	千草委員にお願いしたいと思います。
千草委員	承知いたしました。
須田課長	ありがとうございます。 それでは、職務代理の千草委員に挨拶をお願いします。
千草委員	(挨拶)
須田課長	ありがとうございます。 続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。
高橋所長	(資料確認を行った)
須田課長	次に、会議の公開・非公開の別、傍聴者の可否等運営方針を諮っていただきます。
本田会長	事務局は運営方針を読み上げてください。
高橋所長	(資料2-1を読み上げる)
本田会長	何かご意見ありますか。これでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
本田会長	それでは、今後の運営方針を資料2-1といたします。
<b>議題(1)～(3)</b> <b>諮問第53号～諮問第55号について</b>	
本田会長	それでは、諮問案件を審議しますので、実施機関の職員を入室させてください。
実施機関	(入室、挨拶を行う)
本田会長	それでは、実施機関より本日の諮問案件の説明をお願いします。
森田課長	(諮問書読み上げ)
本田会長	ありがとうございます。 諮問第53号から第55号は関連性が高いため、一括で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
本田会長	それでは、一括して審議を行いたいと思います。 実施機関は引き続き説明をお願いします。
下村主査	(資料2-2～2-8に基づいて説明)
本田会長	ありがとうございます。 質疑応答に移りたいと思いますが、どなたかご意見等ありますか。
木棚委員	諮問第53号の指定介護人の守秘義務だけ、ほかの指定居宅介護事業者等や医者とは違

	い、要領上の規定のようですが。
下村主査	指定介護人の守秘義務については、資料 2－8 要領第 8 条において規定してありまして、要領第 3 条第 2 項においては、指定介護人の承認取り消しの規定があります。
木棚委員	もう少し説明をいただけますか。要領第 8 条の規定は一般的な規定であるように読めますが、今説明をしていただいた守秘義務を課すことが可能であるのか。 また、要領とは法とは違いますよね。
下村主査	生活福祉課で作成した要領となります。
木棚委員	もう少し明確にしないと、指定介護人が守秘義務の対象にならない可能性があります。
森田課長	この要領は、個人情報を開示するための要領となります。 第 2 条において、依頼できる者として指定介護人等がはいっております。 この要領自体の対象者に、指定介護人を含めておりますので、同要領上の守秘義務も要領の対象者に課せられると考えております。
木棚委員	趣旨はよくわかりますが、法解釈の問題とすると伝わらない可能性がある。このような場合は、もう少し例示をいれ、「〇〇のようなものに対しては、利用してはならない」といった明確な形にすべきと思います。
森田課長	この要領に関しては、基本的には介護保険課で現在行われているものを生活福祉課に合わせたものとなります。この要領を作成する際には、法規担当とも検討をしております。
木棚委員	要領を作る機関はどこですか。
森田課長	市役所の各課が原案を作成し、最終的に市長が決裁することになります。その際に法規担当とも調整を行っております。
千草委員	しかし、何らかの準用規定が無いとお願いでしか過ぎないと思うのですが。 法的義務を課すものではないですよ。
森田課長	個人情報を漏らしてはならないという形にはしております。
木棚委員	解釈としては、そのようになるということはわかりますが、もっと明確しておいたほうが将来の争訟に耐えられるのではないかと。 つまり、担当課としては善意に解釈してこれでもいいとしていると思いますが、情報公開の審議会の委員としては不十分ではないか、一般の人が要領に目を通して、そういう風に解釈するとはわからないのではないかと。 表題では守秘義務になっていますが、法文自体は守秘義務になっていない。
伊藤委員	この要領は、事務処理要領となっておりますので、市の職員に対する取扱い要領となり、介護を提供する側への規制を課すものではないですよ。要領であればこれでいいと思いますが、情報を受けた側への規制は別問題として考える必要があります。 市の職員に対する事務処理要領であればこれで問題ないと思います。市の職員と提供を受ける側の規制はきちんと分ける必要があります。
木棚委員	そうすると、情報を受ける側、指定介護人としての守秘義務の根拠は無いですよ。
伊藤委員	はい、そちら側の規制も無いとおかしい。

木棚委員	事務要領で、守秘義務を課すことができるのかという問題もある。
伊藤委員	民間で言ったら事務取扱規定ですよ。あとは、指定介護人側の約束を取り交わす、民間だと契約書とかが必要ですね。 情報の提供を受けた側の守秘義務や罰則は別途定められなければならない。
上川委員	そのような規定は既にあるのですか。
森田課長	明確に定めたものはありません。
委員多数	審議会の委員としては、そのあたりを確認しないと役目を果たすことができない。
森田課長	要領第3条第2項において、指定介護人の承認を取り消す規定を定めていますので、本人の利益を侵害するような指定介護人は、排除されます。 排除された指定介護人には情報を提供しないことになります。
木棚委員	それはわかりますが、情報を提供した後の話になります。
近藤委員	実際に情報を提供し、その情報が洩れるといった事態が起きた後の責任の取り方が定められていない。問題が起きる前の可能性から消していきたい。
千草委員	行政立法ですから、これによって私人の権利が発生するという性質のものではない。 この事案については、特に問題がないかもしれませんが、この要領で運用していくと、損害が発生した場合の損害賠償等の請求の根拠規定にはなりえない。それは、どこかに規定しておく必要があると思います。
上川委員	私の経験から意見を出しますと、情報の取扱いによっては、本人や関係者の意図しない用途に使用されることもあります。 主治医など、情報の使われ方と通知の方法が重要かと思います。
伊藤委員	本人に通知をしないことも問題と思われれます。 通知しても判断する能力が無いとのことですが、だれが判断能力を判断するのですか。 後見人の問題や、認知症とひとえに言ってもいろいろな症状があります。
下村主査	資料2-7にもありますが、主治医の意見を判断の根拠としています。
木棚委員	介護をされている方の親族がどの程度情報を知ることができるのか。他方では、適切に使われないと、遺言の無効などの私的争いに直結する危険性もある。 その辺の配慮も含めてどのように取り扱うのか検討願います。
本田会長	いろいろ意見がでましたが、次回までに事務局のほうでまとめてくれませんか。
森田課長	指定介護人に関してご意見をいただきましたが、ほかの案件に関してはよいのでしょうか。 指定介護人への情報の取扱いに関して規制的な部分を具体的に示す必要があるとのことでしょうか。
木棚委員	それが一つでして、法的根拠を含めた検討をお願いします。 ほかに意見として挙げられたのが、運用の面で工夫して欲しいという要望でしょうか。 さしあたり次回用意して欲しいのが、具体的な規制部分に関してとなります。規則が作りにくいのであれば、念書をとるなどの手段を用いて、情報を取得する本人に漏えいの危

	<p>陰性などを自覚してもらわないといけません。</p> <p>私的紛争が拡大していく危険性がありますし、慎重に検討していきたいと思います。</p>
千草委員	<p>この案件に関しては問題がないと思われます。</p> <p>諮問にあった案件の類は全て大丈夫なので認めるのではなく、この案件はひとまず認め、いろいろな意見を含めて今後検討していただければと思います。</p>
伊藤委員	<p>今日の説明では不足している部分があると思います。</p> <p>市の取扱要領と情報受ける側の扱いは別なので、どうやって規制していくか、情報を守るのか、罰則に関してはどうするのか。そうした説明が欠けていたと思います。</p>
千草委員	<p>要領第8条に不備な点があるかもしれません。ここで利用してはならないと規定しても実効性がありません。</p>
伊藤委員	<p>情報を受けた側にどのような規制をかけるのかが見えないですね。情報を出された側の保護をどのように図るのがわからない。</p>
本田会長	<p>こうした意見を勘案して次回の会議における原案を作られたら送ってください。審議会を開くことも重要ですが、紙でできたものを検討することも重要です。今日挙げられた意見や事務局の意見をまとめて文章を作り上げてください。</p> <p>今日で終わりというわけではありませんから、じっくり腰をすえて、審議会の委員の意見を役所の考えを加味しながらとりまとめ、一つの答申案としてわれわれに送ってください。聴いたものだけでは残らないですからね。</p> <p>もう一つは、引き続き個人情報の取扱いの報告をお願いします。</p>
藤原主事	<p>確認させていただきたいのですが、答申案を諮問第53号－55号答申案として原案を作成することでよろしいのでしょうか。</p> <p>それとも、今回の意見まとめたものを資料として作成したほうがよろしいのでしょうか。</p>
本田会長	<p>まずは、委員から挙げられた意見が非常に重要ですから、まとめを一つ作って送っていただきたい。文章で書くと理解が深まります。3つの諮問を答申する前提で考えてお願いします。</p>
森田課長	<p>一つよろしいのでしょうか。資料2－8に要領様式第2号に情報提供依頼書があります。この依頼書によってケアマネジャーの様式の中には、「第三者に漏らすことのないよう、その取扱いには細心の注意を払うことを誓約いたします」とあります。</p> <p>様式第2号は、指定介護人にはその辺の記述が無い。右にあるような取り扱いに関しての注意喚起を明記させていただいて、十分注意しろと注意喚起を促すような申し込みをしていただくという方法はいかがでしょうか。</p>
本田会長	<p>そのほうがよりベターなので進めてください。</p>
森田課長	<p>それでは、そうした形で進めて次回資料を用意いたします。</p>
木棚委員	<p>それからもう一点は、要領第8条のほうの文言があまりに一般的なので、これに2項を作って、「指定介護人は情報提供を受けた場合は、所定の守秘義務を誓約する旨の文書を提出しなければならない」とするとよりよいと思います。単なる内部だけでなく、外部と</p>

	の関係も出てきます。
千草委員	もしこういった問題が生じたら取消されますよ、とした発想で要領を作成しているのではないかと思います。
木棚委員	こちらの審議会としては情報が出てしまっただろうも無いので、あらかじめ法的な措置をとる、念書をとるなどが必要だと思います。
千草委員	それを徹底すると条例をつくらなければいけませんよね。
木棚委員	そこまでは、いかないでも良いでしょう。当たり前のことではあるけれども、指定介護人にしっかり注意を喚起しておく必要があると思います。この審議会で認める以上はそうした意見をつけておきたい。事務的な措置をつけておく必要があります。
本田会長	一歩前進ですから、やりましょう。それからいつごろできますか。
藤原主事	委員の日程の調整もありますが、とりまとめは2週間ほどいただけると助かります。
上川委員	資料2-8の最後第10条の下、附則では、平成24年4月から施行したいとのことですが、既に情報提供依頼はあるのでしょうか。
森田課長	今のところありません。
上川委員	審議する時間はあるということですね。
藤原主事	確認させていただきますが、諮問第53号が問題の中心であったように思いますが、諮問第54号、第55号も再度審議するというのでしょうか。
伊藤委員	提供することに関しては異議があるわけではありませんので、整っていればかまいません。
木棚委員	基準の問題かと思われます。
千草委員	提供には問題ないと思われます。仕組み自体に不備があるようですね。
木棚委員	このままやれば問題が起こる危険性がありますので、慎重に行うほうが良いでしょう。
千草委員	急ぐ案件ですか。
森田課長	できましたら平成24年4月からさせていただければ。
木棚委員	手続の妥当性もありますし、これらを解消した上で行ったほうがベターですね。
千草委員	今出た議論で、実際に問題が起こる懸念はあるのでしょうか。
森田課長	ほとんど無いとは思いますが、可能性の問題でしたら。
佐藤副主幹	指定介護人からの申請はありません。ケアマネージャー等は、月に2、3件程度です。
木棚委員	施行時期をずらしても問題は無い気がいたしますね。
森田課長	介護保険課が行っている提供は件数が非常に多いですが、そちらを参考にしています。
藤原主事	平成13年度の本審議会において介護保険課が類似案件の諮問を行っています。
木棚委員	その限りでは問題は無いのでしょうか。
本田会長	事務局のほうで今日出た意見を文書にさせていただいて、日程調整もお願いします。
須田課長	意見の集約、日程調整も含めまして、4月半ば以降でお願いしたい。
委員一同	(異議なし)

藤原主事	今の時点で日程調整に関してご希望等ありましたらお願いします。
千草委員	大学が始まってしまうと厳しいため、春休み中であると助かります。
本田会長	なるべく2週間以内3月中、4月の頭のなるべく早い時期でお願いします。 諮問案件に関しては以上となりますので、実施機関は退席してください。
藤原主事	報告事項は1点ございます。 資料2-9個人情報取扱事務届出書等の報告をさせていただきます。 個人情報取扱事務届出書は、それぞれの課において個人情報を取り扱う際、あるいは、 取扱い内容に変更が生じた場合に届出を行い、市民の閲覧に供するものとなります。 平成23年度上半期の新規・変更・廃止の届出は併せて85件となります。 目的外利用等届出書は、個人情報を収集した際に明示した取扱いの目的とは異なる業務 等に利用する際に届出を行い、個人情報取扱届出書と同じく市民の閲覧に供するものとな ります。 平成23年度上半期の届出は、新規・変更・廃止併せて16件となります。 会議の資料としては、取りまとめた表を用意してあります。個々の届出書の写しは、会 議冒頭に閲覧資料として回覧させていただきましたが、ただいまは、事務局の席にござい ます。 報告は以上です。
本田会長	何か質疑ありますか。 市長部局と教育委員会が多いようですが、全体的にそうですか。
須田会長	はい、基本的にはそのようになります。
本田会長	事務局は他にありますか。 ないようでしたらこれで本日の審議会を終了いたします。

以上